

第 2 号議案

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市部設置条例（平成 12 年亀岡市条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 15 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成 12 年亀岡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条市長公室の項第 3 号を次のように改める。

(3) 定住促進対策に関すること。

第 2 条健康福祉部の項を次のように改める。

健康福祉部

(1) 社会福祉に関すること。

(2) 高齢者対策及び介護保険に関すること。

(3) 保健衛生及び医療に関すること。

(4) 少子化対策及び子育て支援に関すること。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 妊娠・出産・子育てへと、切れ目ないこどもの未来づくりへの支援体制を強化するとともに、少子化対策をさらに推進するため、健康福祉部等の分掌事務の一部について、再編整備を行うこと。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行すること。